

アメリカの福祉改革の効果と批判

阿部 彩

1. はじめに

1996年に行われたアメリカの母子世帯に対する福祉政策の改革¹⁾(以下、福祉改革)は、アメリカの児童福祉政策を根本的に変えるものであった。この改革によって、それまでの要扶養児童家庭扶助(Aid to Families with Dependent Children : AFDC²⁾)および就労機会と基本スキル訓練プログラム(Job Opportunities and Basic Skills Training : JOBS)が、貧困家庭への一時的扶助(The Temporary Assistance for Needy Families : TANF)に改正され、受給者に対する厳しい就労要件、受給期間制限(タイムリミット)などが導入された。福祉改革後、TANFの受給者数は激減し、ピーク時(1994年)の約3分の1の488万人(2003年9月)まで減少した(DHHS2004)。この同時期に、母子世帯の就労率は急増し、これらの成果をもって、福祉改革のモットーである「福祉から就労へ(Welfare to Work)」が実現され、福祉改革は成功であったという評価が定着した(Haskins 2001, Moffitt 2002等)。しかし、TANFの受給者数の減少や母子世帯の就労率の増加だけをもって福祉改革が成功であったと結論づけることはできない。なぜなら、TANFから退出した人々がその後どのような生活を送っているのか、また、それが子どもの発育にどのような影響を及ぼしているのかを確認しなければ、受給者数の減少は単なる福祉切り下げに過ぎないからである。近年、TANFの施行から約6年たち、TANF退出者の追跡調査などが徐々に発

表されるようになった。これによって、福祉改革直後には不明であったTANF退出者の経済状況、子どもへの中期的な影響まで視野にいれた福祉改革の再評価が行われるようになってきた。

本稿はTANFの元受給者(退出者)の調査報告などを吟味することにより、福祉改革の効果と批判を分析し、現在のTANFの問題点を洗い出すものである。この作業は、自立をキーワードとした日本の公的扶助制度の改正プロセスにも大いに参考になると思われるからである。

2. TANFの概要

TANFの目的は、1) 貧困家庭を扶助することにより、子どもが自身の家庭の中でケアされること、2) 就労準備、就労、結婚を促し福祉依存を減らすこと、3) 婚外子を減らすこと、4) 二親家庭の維持と形成を促すこと、であり、就労による自立、家族(二親世帯)の形成の方向性が明確に打ち出されている。TANFの特徴は、まず、「就労第一(work first)」をモットーとする政策であることである(Weil 2002)。第一に、TANFへの改正により、母子世帯への給付が、生涯で累積60カ月、継続では24カ月に限定されることとなった。これは、母子世帯への支援が、今までの永続的な現金給付から、就労支援と就労するまでの期間限定的な現金給付へと変容したことを意味する。また、給付を受けている間にも、厳格な就労要件が課せられ、給付期間は就労までの移行過程として位置付けられた。原

則として、片親世帯は週30時間、二親世帯は週35時間の就労が義務付けられているが、片親で3歳以下³⁾の子どもがおり、保育サービスが受けられない世帯については例外が認められている。就労として認められる活動は、実際の就労、就職活動(6週間まで)、職業訓練(12カ月間まで)、コミュニティ・サービス、他の受給者の子どもの保育などである。これらの就労要件を満たせないものは、制裁(sanctions)処置として給付が全額または一部廃止されることとなる。しかし、受給者数(ケースロード)の20%は、就労要件また給付期間制限から外されることが認められており、各州がそれぞれ除外条件を定めている。多くの州は、障害者、障害者のケアをするもの、家庭内暴力被害者などを除外している。

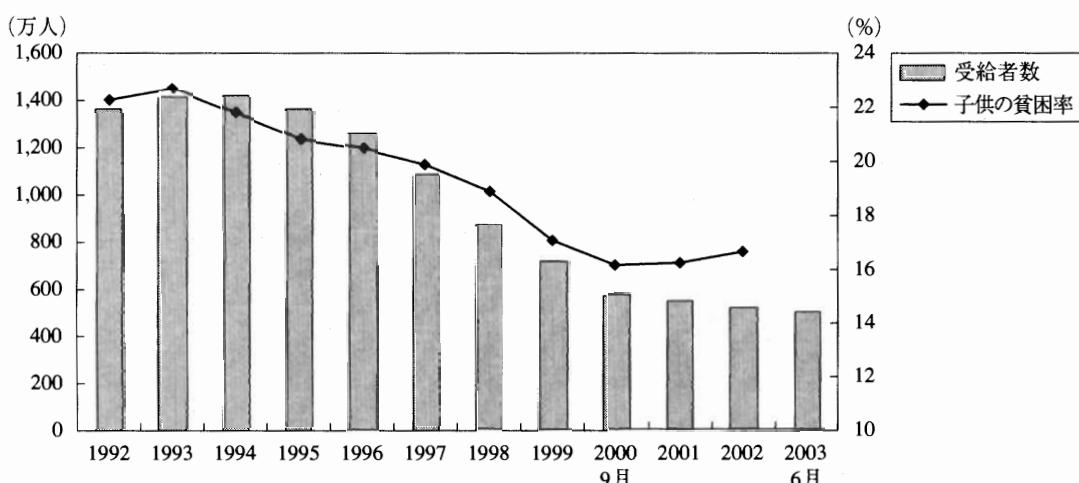
次に、TANFは、連邦政府と州政府の関係を基本的に変容させた。AFDCでは政府から州へ支給される補助金に上限が設けられていなかったのに対し、TANFは、連邦政府から州政府⁴⁾に対する目的別かつ一括補助金(Block grant)であり、補助金の総額があらかじめ決定されている⁵⁾。また、連邦政府から発行される最終規制(Final Regulations)と呼ばれるガイドラインはあるものの、その受給資

格・給付内容など、TANFの実際の施行内容について州政府は多大なフレキシビリティを与えられている。しかし、TANFには、連邦政府から州政府に対するさまざまなインセンティブが盛り込まれており、TANFの効果を表す数値目標に達するか否かによって補助金が増減するようになっている。例えば、ある州が、就労参加率(Work Participation Rate、就労活動に参加する受給者の割合)の基準を満たせない場合には、次回の補助金が削減され、逆に、受給対象者数や、婚外子が減った場合には補助金が上乗せされる。

TANFは5年間の时限立法であり、2002年にはその改正が予定されていたが、現在のところ改正にいたっていない⁶⁾。

3. 福祉改革の成果と批判：マクロ的観点から

福祉改革の最も目に見える成果として挙げられるのは、TANF受給者数の減少⁷⁾(図1)、母子世帯の就労率の増加(図2)、母子世帯の収入の増加、子どもの貧困率の低下⁸⁾、などである。これらについては、同じく90年代に行われた勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit: EITC)の拡大および90年代の好景気による影響によるところも大

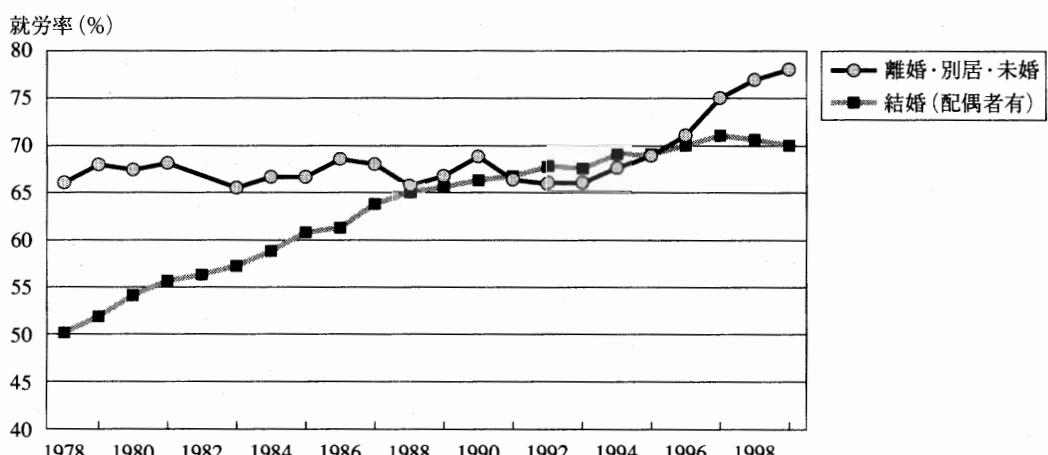


出典：受給者数、DHHS/AFDC (2003)、貧困率US Census

図1 AFDC/TANF受給者数と18歳以下の貧困率

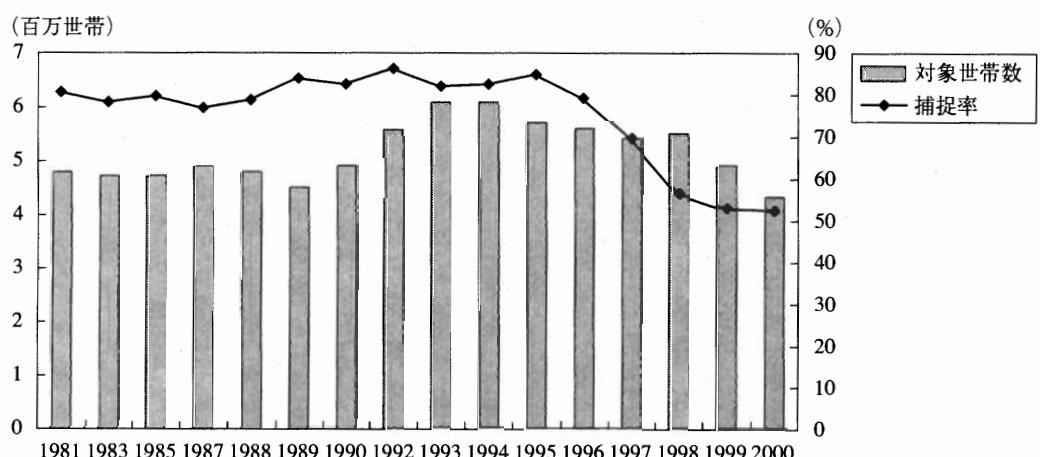
きいものの、福祉改革自体の影響もあるということがさまざまな実証研究で示されており⁹⁾、この点について福祉改革は一般的に高い評価を得ている(Haskins 2001, Moffitt 2002 等)。しかし、これらのデータを精査すると、福祉改革に対する評価は異なってくる。まず、受給者の減少は、一方では、TANFからの退出者の増加によるが、もう一方では、新規 TANF 受給者の減少によるところも大きい。厚生省(DHHS)の推計によると TANF の捕捉率

(受給資格がある個人の中で実際に受給している人の割合)は、福祉改革以前は 85 % 前後で移行していたが、福祉改革後は大きく減少し現在では約 52 % (2000 年)まで下降している(USDHHS 2003a) (図 3)。これは、受給資格があっても受給期間(生涯 5 年)を使い果たさないために受給を控える人が多くいることを示唆している。彼女らの多く(43 %)は、比較的的小額な(年間 \$ 500 以下の)給付額の受給資格しかなく、これが受給を控える大



出典:Burtless (2000)

図 2 単親世帯と二親世帯の母親の就労率：1978–1999



出典：USDHHS (2003a), 捕捉率は世帯単位。

図 3 AFDC/TANF 対象世帯数と捕捉率

きな理由と考えられる。また、非受給者は受給者に比べ家族からのサポート、就労条件などにおいて恵まれているため、彼女らのすべてがTANFから締め出され生活に困窮しているというわけではない。しかし、彼女らの20%は年間\$1500以上の受給資格があり、その48%は貧困線50%以下であるにもかかわらず、受給をしていない(Zedlewski 2002)。

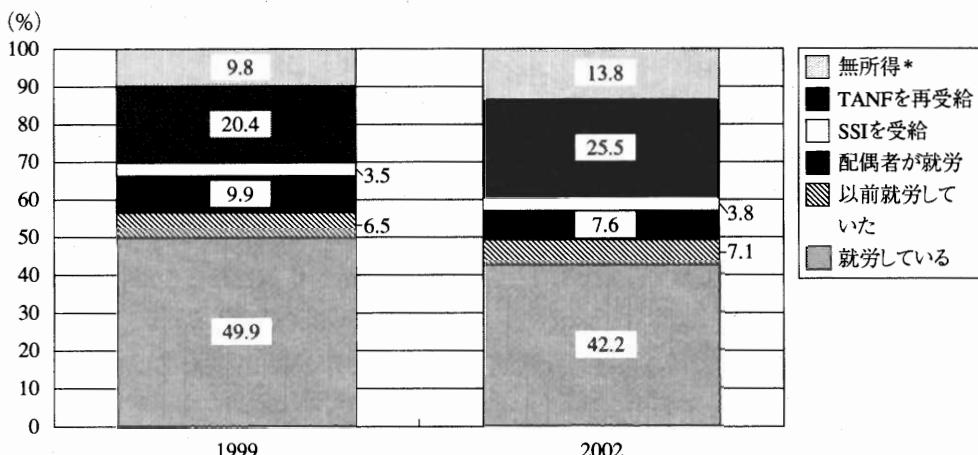
また、福祉改革による貧困率の低下に対する効果も精査する必要がある。確かに、試算によると、TANF退出者が週35時間の勤労収入に加えて、EITCやフードスタンプなどの公的給付をフルに活用すれば貧困線を超える所得を得ることができる(Gilbert 2002)。しかし、後記するようにTANF退出者の多くは安定的な職に就いておらず、一部の退出者は全く働いていない。また、EITCの捕捉率は高いものの¹⁰⁾、フードスタンプの捕捉率は福祉改革後下降傾向にある¹¹⁾。これらを考慮すると、図1にみられる貧困率の減少は子どものある貧困層の勤労収入とEITCが増えたことに起因しており、必ずしも福祉改革によってTANFに依存する人々が減少したことによるものではないと考えられる。むしろ、一部の研究者は、TANFやフードスタンプなどの公的扶助給付が減少したことにより、これらへの依存度が高い最貧層には悪影響があったと指摘する。例えば、Zedlewski et al. (2002)は、貧困線50%以下の最貧層に限ると、可処分所得(EITC、フードスタンプ含む)でみた貧困率は、ほぼ横ばいであると推計している。また、Haskins & Primus (2002)は、TANFやフードスタンプなどの公的扶助による貧困ギャップ¹²⁾の削減効果が改革前に比べ小さくなつたとする。Weil (2002)は、これらの現象を「福祉改革後、必要度が最も大きい世帯に対するセーフティ・ネット機能が低下した」と評価している。

4. 福祉改革の成果と評価：ミクロ的観点から

1) TANF退出者

前節では、福祉改革によるマクロ的效果に対する評価と批判を述べた。それでは、ミクロの個人レベルにおける影響はどうなのであろうか。ここでは、主にTANFから「卒業」した人々(以下、TANF退出者)の追跡調査の結果を基に福祉改革のミクロ的效果を議論する。まず、この問題を考慮する前に、TANF受給者が受給を廃止する理由が人によって大きく異なることを覚えておかなければならない。TANFの廃止は、就労や自らの判断による自発的な場合と、TANF受給期間の満期(タイムリミット)または就労活動などの要件を満たさないことによる制裁(sanctions)による強制的な場合がある。Urban Instituteが行った調査¹³⁾によると、1995年から1997年にTANFを退出し、調査時点(1997年)においてTANFを再開していない人々の7割が就労をTANF退出の理由として挙げており、強制的廃止の割合は比較的に少ない(Loprest 1999)。また、タイムリミットの満期による強制的廃止のケースはまだ少なく、制裁による廃止のケースのほうが数を上回っている。

TANF退出者の状況については、多くの地域レベルの追跡調査が行われている。これら調査を総合すると、TANF退出者の約60%は、退出直後には就労している¹⁴⁾。この就労率は、福祉改革以前のAFDC退出者についてもほぼ同率であるが、改革後に退出者数が激増したことを考えると多くが予測した以上の値であった(Moffitt 2002)。しかし、彼らの就労は不安定であり、退出後1年を通じて就労していたのは約3分の1に過ぎない(Aces, Loprest & Roberts 2001)。これは、TANF退出時から調査時までの期間が長いと就労率が減少することからも確認することができる。前述のUrban Instituteによる調査は、1999年と2002年の2回にわたって退出後最高2年間たつた人まで含む調査をしており、これによると1997年から1999年の間



*就労、TANFも受給しておらず、所得がある配偶者もない

出典:Loprest 2003a.

図4 TANF退出者の状況

に退出した人が調査時点(1999年)で49.9%、2000年から2002年の間に退出した人が調査時点(2002年)で42.2%就労している(図4)(Loprest 2001, 2003a)。このように就労率は退出から時間がたつにつれて下がるもの、就労している者については、その経済状況はTANF受給時よりも改善されている場合が多い。1999年の調査によると、就労しているTANF退出者の平均賃金は最低賃金を上回っており、また、その7割が週35時間以上のフルタイムの就労である(Loprest 1999)。勤労所得のみではTANF給付額と大差はないが、勤労所得にEITC給付も加わることになり、結果としてTANF退出者の約半数はTANF受給時に比べて若干ではあるが高い所得を得ている¹⁵⁾。一方で、フルタイムで働いていても、EITC給付を足した月収が貧困線以下のものも25%存在する(Loprest 2002b)。また、就労しているTANF退出者の約半数は家族のための十分な食料を確保できなかったとしており(Loprest 2003b)、彼女らの多くは依然困窮した生活をおくっている。

一方で、TANF退出者の20%(1999)、26%(2002)が調査時点(退出後最高2年)でTANFを

再受給している¹⁶⁾¹⁷⁾。また、退出者の10%(1999)、14%(2002)が調査時点で就労、TANF・SSI¹⁸⁾の受給、所得がある配偶者のいずれもない状況(無所得グループ)である。このグループの人々は、就労しているグループに比べ、就労のバリアが高く(身体・精神障害、低教育、1歳以下の子、障害を有する子がいる、など)、その44%は過去3年間働いていない(Loprest 2003b)。彼女らは、家族(配偶者・パートナーを除く)からの支援や貯蓄に頼っていると考えられるが、彼女らが実際にどのように生計を立てているのかは不明である。TANF退出者の過半数は、TANF退出と同時に、受給資格が継続するにもかかわらず、フードスタンプ、メディケイドなど他の公的支援からも離脱してしまっていることもわかっており¹⁹⁾、まさに社会的排除の対象となっているといえよう。

無所得グループの存在は、強制的にTANFを廃止となった人々とも深く関係する。制裁を受けてTANFから退出した人の多くも、健康問題、低年齢、低教育、就労経験の欠如など複数の問題を抱えた人々が多く(Burt 2002, Kalil, Seefeldt & Wang 2002)、市場における就労はおろか、TANF内の就

労要件さえ満たすことができなかつた人々であり、彼女らは「困難ケース(Hard-to-Serve)」と呼ばれている。

2) 子どもへの影響

就労に重きをおいた福祉改革に対する批判の一つは、一人親世帯の母親の就労が特に小さい子どもの発育に悪影響を及ぼすのではないかという懸念であった。TANFには、TANF退出後も活用できる保育のための補助金が確保されているが、実際にTANFから脱した母親がこの保育プログラムに参加する率は低い。しかし、子どもへの影響を分析したいくつかの研究によると、母親が就労することによる乳幼児期の子どもに対する影響は認められず、むしろ、思春期以降の子どもに悪影響がみられた。例えば、Morris & Duncan (2002)は、1996年の福祉改革自体ではないが、1996年以前より始まっていた就労活動を義務付ける11の小規模プログラムのデータを用いて、所得補助と勤労が子どもの成績、健康などに及ぼす影響を分析している。これによると、小学生の子どもについては、母親の就労を義務付けるだけのプログラムは正負どちらの影響もないが、就労の義務付けと同時に所得補助を給付するプログラムにおいては正の影響がみられた。一方で、中学生以上の子どもについては、就労義務のみのプログラム、所得補助があるプログラムの両方において、成績、喫煙、飲酒などの項目において負の影響が確認されている。

5. 除外枠の設定

これらの統計が物語るのは、TANF退出者の二極化である。母子世帯の母親の就労のほとんどは低賃金のものであり、それだけでは貧困から脱することは困難である。しかし、EITC等の給付を加えると、TANF受給時よりも高い所得を得ることができ貧困からも脱することができる。ある程度、労

働市場において自立能力がある受給者でかつ福祉依存に陥っていた人々については、福祉改革は成果を挙げたといえるであろう。Urban Instituteらの調査によると、TANF卒の約半数はこのグループに属する。しかし、もう一方では、あらゆる公的支援制度からも離脱してしまった人々のグループが存在する。また、短期間にTANFを再受給した人々も多い。彼女らは、5年の生涯受給期間制限を使い果たしてしまうと再受給が不可能になるため、いずれ無所得グループに移行することとなるであろう。

TANFの設計では、労働市場において自立することが困難な人々が存在することを想定しており、そのためにタイムリミットや就労要件にケースロードの20%の除外枠が設けられている。しかし、TANF退出者の4分の1から5分の1が労働市場からも福祉制度からも離脱している事実は、この除外枠が十分に機能していないことを物語っている。これは、少なくとも2つの理由が考えられる。一つは、自立能力の有無の線引きの問題である。強制的にTANFを廃止となった人々の多くが「困難ケース」であることから、彼女らにとって就労要件を満たすことは難しかった可能性がある。厳しい就労要件がTANF受給者を就労と導くのか、福祉から排除することとなるのか、この見極めが完璧でない限り、福祉から離脱する人々が発生することは避けることができないであろう。また、母親の就労が子どもに与える影響がマイナスである場合もあることを考慮すると、ある受給者を除外枠に入れるべきか否かの判断はより複雑となろう。Burt (2002)によると、同じ障害(例えば、老親の介護をしなければならない人)を持つ受給者であっても、州によって、除外枠に入れられたり、制裁にあったりし、「除外枠に入れるべき人の選別」は州やケースワーカーの価値判断に大きく左右されている。

除外枠に関する第二の問題は、その大きさの問題である。除外枠は現行の制度では20%である

が、Urban Institute の調査からもわかるように、TANF 退出者の中で「無所得グループ」「TANF 再開グループ」は 1999 年から 2002 年にかけて大幅に増加している(図2)。これは、景気の状況に左右されているとも考えられるが、もう一つの理由として考えられるのが TANF 受給者の性質の変容である。福祉改革が導入され時間がたつと、自立能力の高い受給者は次第に TANF から退出し、また、新規受給が抑制されていることにより、新たに参入する人々はより自立能力の低い人となる。すなわち、福祉改革が成功すればするほど、受給者のプールの中で「困難ケース」の割合が高くなっていくと考えられる。そのため、除外枠の大きさは常時見直し、必要であれば拡大しなければならない。そして、最終的には、「自立が無理な人々」を現行の就労支援中心の TANF の概念の中でどのようにサポートしていくのかが問われなければならない。

6. 考察

日本を含め、他国がアメリカの福祉改革を参考とするとき注意しなければならないのは、福祉改革は決して一筋縄で行われたわけではないことである。アメリカの福祉改革が大きな「成果」を挙げたのは、EITC を始めとする勤労世帯を対象とした施策の充実(「鉛」と TANF に盛り込まれたタイムリミットと制裁を伴う就労要件という 2 つの「鞭」)が、当時の経済状況にも助けられて導いた結果といえる。また、タイムリミットと制裁にしても、その影響は同一ではなく、それぞれに内在する問題も異なる。制裁を伴う就労要件は、受給者の線引きを不可欠とし、それが完璧でない限り、「困難ケース」の人々を福祉から切り離してしまう恐れがある。一方、タイムリミットは、現在のところその満期による廃止は少ないものの、TANF 受給資格のある人々を受給から遠ざける抑止力となっていると考えられる。これは、受給者数を減少させる効果はあるが、一方では必要な人に給付がいきわたらな

いという問題を含んでいる。また、タイムリミットは「最後のよりどころ」としての機能を TANF に持たせないという重要な問題を孕んでいる。結果として、福祉改革は受給者を二極化し、自立能力のある人に対しては福祉依存を断ち切る動力となったものの、それ以外の人々に対しては「セーフティ・ネット機能の低下」(Weil 2002)をもたらした。

必要なのは、これら一つ一つの制度の問題点を的確に把握し、評価することである。例えば、「鞭」としての、タイムリミットと制裁は、両方が必要であるかは熟慮しなければならない問題であろう。制裁にかかる問題は、ケースワークの充実などでいくらかは対応できるとしても、タイムリミットは満期になってしまえば受給者を永久的に福祉から切り離すこととなるからである。また、両者にかかる除外枠の大きさの妥当性や除外枠そのものを固定する意味も検討すべきである。アメリカの福祉改革は、これら多くの問題点を内存している点で、今まさに公的扶助改革に手をつけた日本の福祉行政にとっても貴重な論点を提示しているといえよう。

注

- 1) 1996 年の福祉改革の根拠法は、「個人責任・就労機会調停法(The Personal Responsibility and Work Opportunity Act of 1996, Public Law 104-193)」(通称 Welfare Reform Act)であり、1997 年 7 月より施行されている。
- 2) AFDC は、社会保障法の一部として 1935 年より運用されてきた。
- 3) 就労要件から外される条件は、州によって異なることが認められている。連邦政府の規定では 3 歳以下の子を持つ世帯は、就労要件が課せられないとなっているが、実際には、アラバマの 2 歳、インディアナの 12 週、全く認めていない州とさまざまである。
- 4) 州および地域政府のほかに、少数民族(Tribes)は独自のプログラムを作成することができる。
- 5) 2002 年度までは、この総額は年間 \$16.8 billion である。
- 6) TANF の改正は、2002 年後半に予定されていたが、9.11 テロ事件など他の政策事項におわれ、2004 年 3 月時点において改正はいまだに行われていない。現

- 時点においては、現行のTANFの財政措置を一時的に延長する措置が数ヵ月ごとに取られている。改正案としては、下院によるもの、民主党によるものなどが浮上しているが、法案化される目処はたっていない。
- 7) 最新の情報によると、アメリカ全体のTANF受給者数は現在ほぼ横ばいであるが、州ごとにみるとその状況は大きく異なる。2003年6月から9月にかけては23の州で受給者数が増加しており、24の州で減少している(Center for Law and Social Policy 2004)。
 - 8) アメリカの公式な貧困率は貧困線(大人1人、18歳以下の子2人世帯の場合、年間￥14,824(2003年))を現金所得と比べて算出される。しかし、この所得の定義には所得税など税負担、EITCなど税制からの給付、フードスタンプなどの現物給付も含まれていない。これらの負担、給付を含めると貧困率は減少するが、その推移は公式なものとはほぼ並行している(Haskins & Primus 2002)。
 - 9) 母子世帯の母親の就労に対するTANFとEITCの影響については阿部(2002)など参照のこと。
 - 10) EITCの捕捉率は、約75%と推測されている(White 2001)。
 - 11) フードスタンプの捕捉率は1994年の69.6%から2000年の53.2%まで下降した(USDHHS 2003a)。
 - 12) 貧困率は所得が貧困線以下の人々の割合を示すが、貧困ギャップは貧困線以下の人々の所得を貧困線まで引き上げるのに必要な金額を示す。貧困率は貧困の頻度を表すのに対し、貧困ギャップは貧困の深さを考慮した指標である。
 - 13) 1999年「National Survey of America's Families」(Urban Institute)。
 - 14) Acs, Loprest & Roberts(2001)は、地域レベルで行われた15の追跡調査をサーベイしている。これによると、TANF退出後1年間の間で働いたことがある人々の割合の平均は71%であり、4クォーター(3ヶ月)すべて働いた人々の割合の平均は37%であった。また、1年内にTANFを再受給している割合の平均は27%であった。
 - 15) Moffitt(2002)は、TANF退出後の一番大きな所得の増加は家族(夫、パートナーを除く)からの支援であるとしている。
 - 16) TANF退出者の約20%が廃止後一年以内にTANFを再開している(Loprest 2002a)。
 - 17) いったんTANF受給を廃止してもその後再開するケースは福祉改革以降に限った現象ではない(Weil 2002)。
 - 18) Supplementary Security Income: 補足的保障所得制度。制度の詳細については、阿部・後藤(2001)などを参照のこと。
 - 19) 1997年の福祉改革当初からTANF退出者のフードス

タンプ、メディケイドなどからの離脱は多くの研究者が指摘してきた問題であった(Cunningham 2002, Acs, Loprest & Roberts 2001など)。そのため、フードスタンプの手続きの簡素化や子どものためのメディケイド(State Children's Health Insurance Programs : SCHIP)プログラムの拡大などの施策がとられ、これらの参加率は上昇しつつある。TANF退出者のフードスタンプの参加率は28%(1999)から35%(2002)、メディケイドは40%(1999)から48%(2002)に上昇した(Loprest 2003a)。

参考文献

- 阿部彩・後藤玲子(2001, 2002, 2003)『世界の社会福祉年鑑2001, 2002, 2003年版』旬報社。
- 阿部彩(2002)「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果: 文献サーベイから」『海外社会保障研究』Vol.140. pp.79-85. 2002.9.25.
- Acs, G., Loprest, P. & Roberts, T. (2001) *Final Synthesis Report of Findings from ASPE's "Leavers" Grant*, Urban Institute.
- Burt, M. (2002) "The 'Hard-to-Serve': Definitions and Implications," in Weil & Finegold (2002) *Welfare Reform: The Next Act*, The Urban Institute Press.
- Burtless, G. (2000) *Can the Labor Market Absorb Three Million Welfare Recipients?* Brookings Institute.
- Center for Law and Social Policy (2004) "Welfare Caseloads Increase in 26 States & DC between June and September 2003," CLASP Press Release Feb. 17, 2004. http://www.clasp.org/DMS/Documents/1077112216.45/TANF_pr_021704.pdf
- Cunningham, Karen (2002) "Trends in Food Stamp Program Participation: 1994 to 2000," Mathematica Policy Research, June 2002. <http://www.fns.usda.gov/oane/MENU/Published/FSP/FILES/Participation/Trends94-00.pdf>
- Duncan, G., Chase-Lansdale, P.L. (eds.) (2001) *For Better or For Worse: Welfare Reform and the Well-Being of Children and Families*, Russell Sage Foundation.
- Gilbert, Niel (2002) *Transformation of the Welfare State*, Oxford University Press.
- Haskins, R. (2001) "Effects of Welfare Reform at Four Years," in Duncan & Chase-Lansdale (eds.) (2001) *For Better or For Worse: Welfare Reform and the Well-Being of Children and Families*, Russell Sage Foundation.
- Haskins, R. & Primus, W. (2002) "Welfare Reform and Poverty," in Sawhill, I., et al. (2002) *Welfare Reform and Beyond: The Future of the Safety Net*, The Brookings Institute Press

- Loprest, P. (1999) "How Families That Left Welfare Are Doing: A National Picture," New Federalism, Series B, No.B-1, The Urban Institute.
- Loprest, P. (2002a) "Who Returns to Welfare?," The Urban Institute. <http://www.urban.org/url.cfm?ID=310548>
- Loprest, P. (2002b) "Making the Transition from Welfare to Work," in Weil & Finegold (2002) *Welfare Reform: The Next Act*, The Urban Institute Press.
- Loprest, P.(2003a) "Fewer Welfare Leavers Employed in Weak Economy," SNAPSHOT3 of America's Families No.5, Urban Institute.
- Loprest, P.(2003b) "Disconnected Welfare Leavers Face Serious Risks," SNAPSHOT3 of America's Families No.7, Urban Institute.
- Kalil, A., Seefeldt, K. & Wang, H. (2002) "Sanctions and Material Hardship under TANF," *Social Service Review*, December 2002.
- Moffitt, R. (2002) "From Welfare to Work: What the Evidence Shows," in Sawhill,I., et al. (2002) *Welfare Reform and Beyond: The Future of the Safety Net*, The Brookings Institute Press.
- Moffitt, R. (2003) "The Temporary Assistance for Needy Families Program," in Moffitt, R. (ed.) *Means-Tested Programs in the United States*, The University of Chicago Press.
- Morris, P. & Duncan, G. (2002) "Which Welfare Reforms are Best for Children?," in Sawhill,I., Weaver, R.K., Haskins, R. & A. Kane (2002) *Welfare Reform and Beyond: The Future of the Safety Net*, The Brookings Institute Press.
- Sawhill,I., Weaver, R.K., Haskins, R. & A. Kane (2002) *Welfare Reform and Beyond: The Future of the Safety Net*, The Brookings Institute Press.
- U.S.Census Bureau(2003) *Historical Tables from the Current Population Survey: 1959–2002*, Table 3., <http://www.census.gov/hhes/www/poverty.html>
- U.S. Department of Health and Human Services (2003a) "Indicators of Welfare Dependence: Annual Report to Congress 2003." USDHHS. <http://aspe.os.dhhs.gov/hsp/indicators03/>
- U.S. Department of Health and Human Services (2003b) U.S. Welfare Caseload Information, <http://www.acf.dhhs.gov/news/stats/newstat2.shtml>
- U.S. Department of Health and Human Services (2004) "WELFARE ROLLS DROP AGAIN," DHHS News, March30, 2004.
- Weil, A. (2002) "Ten Things Everyone Should Know about Welfare Reform," New Federalism Issues and Options for States, No.A-52., Urban Institute.
- Weil, A. & Finegold, K.(2002) *Welfare Reform: The Next Act*, The Urban Institute Press.
- White, James (2001) "Earned Income Tax Credit Eligibility and Participation," A letter to The Honorable William J. Coyne, Ranking Minority Member, Subcommittee on Oversight, Committee on Ways and Means, House of Representatives dated December 14, 2001, GAO-02-290R Earned Income Tax Credit Participation, GAO.
- Zedlewski, S. (2002) "Left Behind or Staying Away? Eligible Parents Who Remain Off TANF," New Federalism Series B, No.B-51, Urban Institute.
- Zedlewski, S., Giannarelli, L., Morton, J. & Wheaton, L. (2002) "Extreme Poverty Rising, Existing Government Programs Could Do More," New Federalism Series B, No.B-45, Urban Institute.

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所
国際関係部第2室長)